

「納税の猶予制度の特例」の適用後の状況

令和3年11月17日
国 税 庁

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対し、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮して納税者の実情を的確に把握した上で、迅速かつ柔軟な猶予制度の適用に努めています。

令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」（特例猶予）の適用後の状況について、件数及び税額を取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

○ 特例猶予の適用後の状況（令和3年11月5日現在）

	件数	税額
令和3年9月末までに 特例猶予期限が到来したもの	(100.0%) 283,405件	(100.0%) 1,404,901百万円
完結	(74.7%) 211,658件	(90.5%) 1,271,211百万円
既存の猶予制度 を適用	(14.1%) 39,835件	(5.5%) 77,619百万円
相談中など	(11.3%) 31,912件	(4.0%) 56,072百万円

(注) 1 「相談中など」には、既存の猶予制度の審査や納付の相談を行っているものなどが含まれる。

(注) 2 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合がある。

(参考) 特例猶予の適用状況

	件数	税額
令和2年4月～ 令和3年2月	322,801件	1,517,647百万円

(注) 1 令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象。納期限までに申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）され、令和3年3月31日までに許可したもの。

(注) 2 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。